

京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部会議

日時：平成28年11月29日(火)
13:15～

場所：京都府職員福利厚生センター
3階第1会議室

次 第

1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

(1) 家きんでの発生状況

(2) 国内の野鳥における発生状況について

2 府の対応について

(1) 家きんへの対応について

(2) 野鳥への対応について

(3) 各部局の対応について

3 その他

青森県 会議資料

本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

1 農場の概要

農場の所在地：青森市大字四戸橋字磯部^{しとばしあざいそべ}

飼養状況：あひる（フランス鴨）

約 16,500 羽（種用約 8,300 羽、肉用約 8,200 羽）

飼養棟数：9 棟、平飼い

2 経緯

(1) 通報

ア 日時：平成 28 年 11 月 28 日 午前 8 時 35 分

イ 内容：9 棟中 1 棟で、死亡家きんが増加

<死亡家きんの状況>

区分	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日
6号棟	4	5	3	10

※ 11月28日は通報時点の羽数

(2) 現地調査（立入検査）

青森家畜保健衛生所が立入りし、インフルエンザウイルス簡易検査を実施した。

※検査羽数 10羽（死亡家きん5羽、生きている家きん5羽）

※結果 9羽陽性（死亡家きん5羽、生きている家きん4羽）

(3) 遺伝子検査（PCR検査）

午後9時30分に青森家畜保健衛生所が簡易検査を行った10羽中10羽で陽性を確認し、その旨を国へ報告した。

(4) 午後9時45分、国が死亡状況、簡易検査及び遺伝子検査の結果から高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定したとの連絡があった。

3 防疫対応

(1) ～ (3) について速やかに対応する。

(1) 発生農場の措置

- ・家畜防疫員2名が農場の消毒を実施中
- ・県職員234人を動員し、直ちに殺処分を開始する予定
- ・今後、殺処分については24時間以内、埋却については72時間以内に実施する予定

(2) 周辺農場の防疫措置

ア 移動制限

発生農場を中心として半径3 km以内の区域について、移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止

イ 搬出制限

発生農場を中心として半径10 km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止（搬出制限区域内では家きん等の移動は可能）

<参考> 移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数
移動制限（3 km 以内）	4	14, 235 羽
搬出制限（10 km 以内）上記除く	3	395, 850 羽

(3) 消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3 km及び10 km地点付近に別紙のとおり5か所に消毒ポイントを設置予定（このうち緊急消毒ポイント一か所設置済み）

(4) 調査・検査

県が国と協力して速やかに調査・検査を行う。

ア 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施

イ 発生状況検査

24時間以内に半径3 km以内にある100羽以上を飼育する農場に立入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施

4 情報提供

(1) 注意喚起

県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供、注意喚起を随時実施。またホームページに発生情報、防疫対応を随時掲載。

(2) 風評被害の防止

関係部局が、感染した鶏肉が市場に出回ることはない、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザに人が感染することは世界的にも報告されていないことをPR

(3) 相談窓口の設置

本庁及び出先課に相談窓口を設置

- ・家畜・畜産物関係→県畜産課
- ・人の健康関係→県保健衛生課、各保健所
- ・野鳥関係→県自然保護課

平成28年11月29日
新潟県鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザに係る遺伝子検査の結果と対応について

関川村で発生した高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例について、中央家畜保健衛生所の遺伝子検査等の結果を国に報告し、平成28年11月29日午前3時35分に、「H5亜型」の遺伝子が確認されたと連絡がありました。

本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるため、以下のとおり対応します。

1 対応

(1) 防疫対策（殺処分）

- ・実施期間 平成28年11月29日（午前4時30分）～平成28年12月2日（予定）
※24時間体制で実施
- ・人員体制 延べ約3,100人（県職員1,641人、自衛隊員1,350人等）
- ・内容 対象施設の鶏の殺処分（約31万羽）

(2) 消毒ポイントの設置

飼料運搬車両等の畜産関係車両を消毒するため消毒ポイントを設置（※）

※設置箇所（4箇所）

- ・国道7号平林パーキング（村上市平林）
- ・国道113号貝附待避所（村上市貝附）
- ・国道290号桃川峠チェーン着脱場（村上市桃川）
- ・国道113号雲母チェーン着脱場関川除雪ステーション（関川村上関）

2 報道機関へのお願い

(1) 発生農場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、厳に慎むようお願いいたします。

(2) 殺処分等の様子については、当方から、写真等を提供します。

我が国では、これまで家きん卵及び家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていません。

<この記載事項に関する問い合わせ先>
農林水産部畜産課 山口課長
電話 025-280-5307
内線 2960

今シーズンの鳥インフルエンザ検査状況等（平成 28 年 11 月 28 日 17:00 現在）

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	11/21 鳥インフルエンザウイルス（H6N2亜型）と判明 *高病原性ではない	11/14 指定 11/21 12時解除
2	秋田県	秋田市	コクチョウ（飼育下）	11/15死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15 指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ（飼育下）	11/17死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15 指定
4	鹿児島県	出水市	環境試料（ねぐらの水）	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/18 指定
5	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/18回収	陰性	11/19陽性	11/22 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/19 指定
6	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/19回収	陰性	11/19陽性	11/24 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/19 指定
7	鳥取県	鳥取市	コガモ糞便	11/15採取			11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/21 指定
8	鳥取県	鳥取市	マガモ糞便	11/6採取			11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/21 指定
9	秋田県	秋田市	コクチョウ（飼育下）	11/17死亡（殺処分）	陰性	11/21陽性	11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15 指定
10	秋田県	秋田市	シロフクロウ（飼育下）	11/23死亡	陽性		確定検査機関で検査中	11/15 指定
11	岩手県	盛岡市	オオハクチョウ	11/23死亡	陽性		11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/23 指定

12	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/20 保護	陰性	11/21 陽性	11/24 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/24 指定
13	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/20 保護	陰性	11/21 陽性	11/24 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/24 指定
14	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/21 回収	陰性	11/22 陽性	11/24 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/24 指定
15	宮城県	登米市	マガン	11/21 回収	陰性	11/24 陽性	確定検査機関で検査中	11/24 指定
16	鳥取県	米子市	コハクチヨウ	11/20 回収	陰性	11/25 陽性	確定検査機関で検査中	11/25 指定
17	鳥取県	米子市	コハクチヨウ	11/20 保護	陰性	11/25 陽性	確定検査機関で検査中	11/25 指定
18	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/21 回収	陰性	11/23 陽性	11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/28 指定
19	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/22 保護(死亡)	陰性	11/24 陽性	11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/28 指定
20	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/23 回収	陰性	11/24 陽性	11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/28 指定
21	鹿児島県	出水市	ヒドリガモ	11/23 保護(死亡)	陰性	11/24 陰性	11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/28 指定
22	鹿児島県	出水市	ヒドリガモ	11/23 回収	陰性	11/24 陽性	11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/28 指定
23	鹿児島県	出水市	カモ類糞便	11/20 採取			11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/28 指定
24	鳥取県	鳥取市	ヒドリガモ/ヨシガモ糞便	11/18 採取			11/28 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明	11/21 指定

※グレー網掛けとなっている箇所は、野鳥監視重点区域を既に解除した事例です。

家きん飼養農場への対応等

1 国内家きん飼養農場での発生を受けた対応状況

(1) 家きん飼養者への情報提供及び注意喚起等

11月28日 青森県及び新潟県の疑い事例の確認を受け、100羽以上飼養農場(79戸)へ電話連絡にて情報提供し、異常なしを確認

11月29日 2事例の疑似患畜決定を受け、全家きん飼養者(569戸)へ情報提供・注意喚起

(2) 家きん飼養者への巡回指導

11月29日 100羽以上飼養農場への緊急巡回を開始し、農場及び鶏舎出入口を中心とした消石灰散布等の消毒徹底の指導を本日中に実施、順次確認

2 これまでの対応状況

(1) 家きん飼養者への情報提供及び注意喚起等

① 北海道・韓国野鳥検出 (11/15) 100羽以上飼養農場(79戸)へ情報提供

② 韓国発生疑い (11/17) 全家きん飼養者(569戸)へ情報提供

③ 韓国確定・鹿児島野鳥ねぐら検出 (11/18) 全家きん飼養者へ情報提供

④ 秋田・鳥取野鳥検出 (11/21) 全家きん飼養者へ情報提供

(2) 家きん飼養者への巡回指導

① 韓国疑い事例を受け100羽以上家きん飼養農場79戸へ緊急巡回(11/17～11/22)

② 1,000羽以上家きん飼養農場58戸への継続的な巡回指導(通年4回/年以上)

③ 1,000羽未満家きん飼養者511戸への巡回指導・情報提供(8月～11月1回/年以上)

(3) 防疫資材の確認等

① 備蓄防疫資材の確認・消毒用動力噴霧器動作確認等(11/11 各家畜保健衛生所)

② 備蓄防疫資材搬出訓練(11/16 畜産センター)

(4) ウイルス監視体制

① モニタリング検査: 月1回1,000羽以上農場12戸(抗体・ウイルス分離検査)

② サーベイランス検査: 年4回1,000羽以上46戸(抗体検査)

※ 11月29日現在 延べ216戸2,160羽の陰性を確認

(5) 防疫演習等の実施

① スターターチーム研修会(6/2、8/31) ② 関係機関情報伝達訓練(10/3)

③ 農場殺処分訓練(10/5) ④ 地域総合訓練(10/20) ⑤ 机上防疫訓練(10/26)等

野鳥の対応等について（国内複数発生）

1 現在までの対応状況

- ① 11月11日 韓国での高病原性鳥インフルエンザの確認に伴い「対応レベル2」への引き上げ
- ② 11月21日 国内複数箇所では野鳥等から高病原性鳥インフルエンザの確認に伴い「対応レベル3」への引き上げ

2 京都府の対応

野鳥の監視強化継続中 対応レベル3（国内複数箇所発生）

- ① 死亡野鳥等の簡易検査実施
感染リスクの低いリスク種3が同一場所で死亡した場合、10羽から5羽へ検査対象を強化
 - ・ 11/8 城陽市 ハカ 1羽 簡易及び遺伝子検査：陰性
 - ・ 11/17 亀岡市 マモ 1羽 簡易検査：陰性（遺伝子検査中）
 - ・ 11/28 亀岡市 木ハン 1羽 簡易検査：陰性（遺伝子検査中）
- ② 監視強化重点箇所の巡視強化中
 鳥類が集団飛来する河川、ため池（養鶏場付近含む）等61箇所で野鳥の異常を重点監視中
（第2回調査完了（11/25時点）、異常なし）
- ③ 休日対応の連絡体制強化

3 今後の対応

引き続き、監視強化重点箇所の巡視、死亡野鳥等の簡易検査を実施

（参考）府内・近隣府県に発生した場合の野鳥の対応

監視強化重点箇所に水鳥50羽以上飛来する湖沼等を加えた107箇所を監視

府内発生の場合

発生地から半径10km以内を野鳥監視重点区域に指定、巡視強化

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル〈京都府〉

このマニュアルは、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成23年9月5日付け環境省自然環境局長通知）」に沿って、府内に飛来及び生息する野鳥における高病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）ウイルスの府内への侵入を監視することにより、鳥インフルエンザの家きんや人への感染予防及び感染拡大防止並びに希少鳥類・個体群の保全及び生物多様性の保全を図ることを目的とする。

I 概要

1 趣旨

府は環境省から野鳥における高病原性鳥インフルエンザの対応レベル（表1）について通知があった場合、市町村等の協力を得て、対応レベルに応じた野鳥サーベイランスを行い（表2）、高病原性鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入の早期発見、感染範囲の把握、野鳥の防疫対策を推進するとともに、調査結果に基づく正しい情報を府民に提供していくことにより社会的不安の解消を図る。

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	全 国	発生地周辺 (発生地から半径10km以内を基本)
通常時		対応レベル1	— ※ただし、死亡野鳥の簡易検査等で陽性が判明した際は「野鳥監視重点区域」に指定
国内発生時（単発時）		対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時		対応レベル3	
近隣国発生時等		対応レベル2又は3	必要に応じて 野鳥監視重点区域を指定

ここでの「発生」とは、糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む

2 調査実施対応基準

表2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		リスク種1	リスク種2	リスク種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集、日常監視	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上	10月、12月、2月、4月の各15日以降に調査箇所1地点で水鳥の糞便を採取し、遺伝子検査機関でウイルス保有状況を調査
対応レベル2	監視強化（巡視調査）	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上	
対応レベル3	監視強化（巡視調査）	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上	
野鳥監視重点区域	発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

※死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で3日間（複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から3日間以内）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合に実施する。ただし、原因が他の要因であることが明瞭なものや腐敗して試料採取が不可能なものは除く。

表3 リスク種

リスク種 1 (18種)			
カモ目カモ科 <u>シジュウカラガン</u> (※) マガン ヒシクイ コブハクチョウ(外来鳥) オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	タカ目タカ科 <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>オオタカ</u> ハイタカ ノスリ サシバ <u>クマタカ</u> チュウヒ	タカ目ハヤブサ科 <u>ハヤブサ</u> チョウゲンボウ	重度の神経症状が観察された水鳥類 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような状態
リスク種 2 (17種)			
カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ	カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	ツル目ツル科 <u>タンチョウ</u> ナベヅル マナヅル ツル目クイナ科 バン オオバン	チドリ目カモメ科 ユリカモメ フクロウ目フクロウ科 <u>ワシミミズク</u> (※) コノハズク フクロウ
リスク種 3			
カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 (全種) サンカノゴイ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ミソゴイ、ゴイサギ、ササゴイ、アカガシラサギ、アマサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、カラシラサギ、クロサギ、アオサギ、ムラサキサギ	カモ目カモ科 (リスク種1, 2以外の全種) コクガン、サカツラガン、アカツクシガモ、ツクシガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、オカヨシガモ、ヒドリガモ、アメリカヒドリ、シマアジ、ハシビロガモ、オオホシハジロ、アカハジロ、クロガモ、ビロードキンクロ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミコアイサ、ウミアイサ、カワアイサ	チドリ目カモメ科 (リスク種1, 2以外の全種) アメリカズグロカモメ、セグロカモメ、オオセグロカモメ、ワシカモメ、シロカモメ、カモメ、ウミネコ、ミツユビカモメ、ハジロクロハラアジサシ、アジサシ、セグロアジサシ、 <u>コアジサシ</u>	タカ目 (リスク種1, 2以外の全種) ミサゴ、ハチクマ、トビ、アカハラダカ、ツミ、ケアシノスリ、 <u>イヌワシ</u> 、ハイロチュウヒ、チゴハヤブサ、コチョウゲンボウ フクロウ目 (リスク種1, 2以外の全種) トラフズク、コミミズク、オオコノハズク、アオバズク
その他の種			
リスク種1~3以外の鳥類すべて			

(注)・リスク種1, 2の(※)は、府内では見られない野鳥(京都府自然環境目録2002未掲載種)
 ・リスク種3の目・科名全種とあるものは、府内で見られる種(京都府自然環境目録2002掲載種)のみ掲載
 ・一重下線は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動物種、二重下線は府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の指定希少野生生物(オオタカは両方)

II 野鳥サーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入を早期発見し、感染状況を把握するため、府は国、市町村、地域住民、獣医療機関、狩猟団体、野鳥保護団体など関係機関と連携して、鳥類生息状況等調査、死亡野鳥等調査、糞便採取調査などの野鳥サーベイランスを行う。

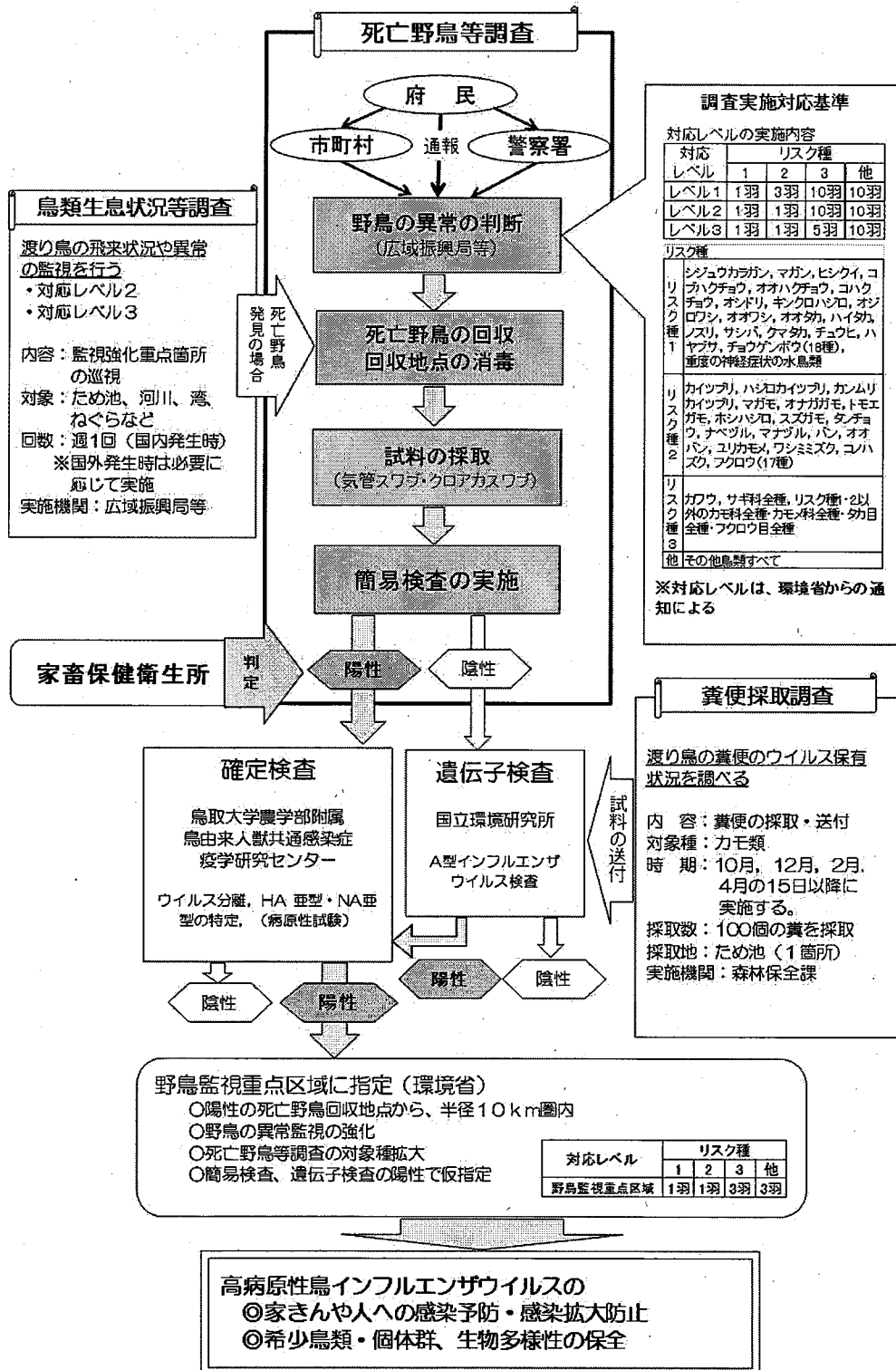


図1 高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥サーベイランスの流れ

1 鳥類生息状況等調査

渡り鳥の飛来状況や野鳥の生息状況の調査及び異常の監視を行うため、鳥類生息状況等調査を行う。渡り鳥が多く飛来するため池、河川、湾、養鶏農家付近の湖沼のほか、鳥類のねぐらがある地域や猛禽類の営巣地、野鳥の生息密度が特に高い地域などを監視強化重点箇所を表4及び別途定める重点箇所区分選定の考え方に沿って選定し、広域振興局及び京都林務事務所（以下「広域振興局等」という。）において、重点的に監視を行う。

（対応レベル1）

対応レベルが強化された場合に備えて、広域振興局等は、毎年予め監視強化重点箇所の位置や経路の確認、地元市町村等との情報交換を行うとともに、日常監視の範囲で地域住民や野鳥保護団体、緑の指導員（鳥獣保護員）などの協力を得て、野鳥の異常の有無についての情報収集に努める。

（対応レベル2及び3）

対応レベルが2及び3となった場合、広域振興局等は監視強化重点箇所を国内発生時は週1回、近隣国発生時等は必要に応じて巡視して衰弱又は死亡野鳥の有無、飛来数（推定値）、その他野鳥の異常の有無などを調査し、その結果を鳥類生息状況等調査票（別記第1号様式）にとりまとめ、森林保全課に提出する。なお、監視強化重点箇所は、表4に示すとおり、国内発生時は第1次重点箇所を、府内もしくは近隣府県で発生時には第2次重点箇所を対象とする。

（野鳥監視重点区域）

野鳥監視重点区域（半径10km圏内）について野鳥の異常の監視を強化するため、広域振興局等は表4に示す第3次重点箇所の衰弱又は死亡野鳥の有無、飛来数（推定値）、その他野鳥の異常の有無などを調査し、鳥類生息状況等調査票（別記第1号様式）にとりまとめて森林保全課に提出する。

表4 監視強化重点箇所の区分

対応レベル	対応レベル2・3		野鳥監視重点区域 (発生地から10km圏内)
	国内・近隣国発生時等	府内・近隣府県発生時	
監視強化重点箇所	第1次重点箇所	第2次重点箇所	第3次重点箇所
	水鳥が100羽以上飛来する湖沼	水鳥が50羽以上飛来する湖沼	水鳥が飛来する湖沼
	リスク種1・2が集団飛来する湖沼	リスク種1・2・3が集団飛来する湖沼	鳥のねぐら・コロニー 猛禽類営巣地
	養鶏農家付近の湖沼	鳥のねぐら・コロニー 養鶏農家付近の湖沼	野鳥の生息密度が特に高い地域 養鶏農家付近の湖沼

※湖沼とは、ため池、ダム湖、河川、沼のほか、湾や内海なども含む